

甲賀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され令和 8 年 5 月 27 日に施行されたことに伴い、「甲賀市消防団員等公務災害補償条例」の一部を改正するものです。

2 改正の概要

- (1) 消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を 31 万 5 千円から 33 万円に改定します。

【第 18 条関係】

- (2) この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用します。

【付則関係】

3 その他

「葬祭補償」は消防団員等が公務等により死亡した場合に支給するものであり、支給実績も少ないため、令和 8 年度予算でも計上しておりません。